

独立行政法人国立美術館巡回展実施要項

平成14年10月16日

[一部改正：平成19年5月11日]

1. 趣旨

独立行政法人国立美術館等の所蔵作品を効果的に活用し、「巡回展」及び「講演会・シンポジウム」を実施することにより、地域住民の鑑賞機会の充実及び美術の普及を図り、もって地域文化の振興に資する。

2. 実施の方法

(1) 巡回展

独立行政法人国立美術館が設置する美術館（以下「国立美術館」という。）等が所蔵する日本画，洋画，彫刻，工芸等を巡回する。開催期間は，1会場当たり概ね4週間程度とし，展示作品及び点数については，毎年別に定める。

(2) 講演会・シンポジウム

広く一般を対象とする特別講演会・シンポジウムを実施する。

3. 主催者等

国立美術館，開催道府県教育委員会及び開催館とする。

なお，協議のうえ，新聞社等を協賛に加えることができるものとする。

4. 開催館及び開催地

開催館及び開催地は，道府県教育委員会の希望，施設等の適否，その他を勘案し，国立美術館が決定する。

5. 観覧料

巡回展に係る観覧料は，開催地の主催者が国立美術館と協議のうえ定める。

6. その他

この要項に定めるものの他，この事業の実施に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要項は平成14年10月16日から施行する。

附 則

この要項は，平成19年5月11日から施行する。